

神奈川県被災者生活再建支援金
支給に関する手引き

令和元年 10 月

神奈川県

(令和2年4月改正版)

神奈川県被災者生活再建支援金について

○はじめに

この制度は、令和元年9月9日以後に発生した県内で被災者生活再建支援法が適用された自然災害について、支援法第2条第2号に定める被災世帯に該当するものの支援法施行令第1条各号に定める自然災害に該当しない県内市町村の区域に居住しているため、支援法に基づく支援金の支給対象とならない被災世帯に対して、その生活の再建を支援するための制度です。したがって、支援法で対象となっていない一部損壊世帯は対象とはなりません。

また、補助の対象は国の制度と同様、「被災した世帯」であるため、賃貸住宅等に入居する賃借人も支給の対象です。

しかし、家主等の賃貸人は、所有する不動産が被害を受けても支給の対象にはなりません。

○対象となる自然災害について

神奈川県被災者生活再建支援金の支給対象としている自然災害は「令和元年9月9日以後に発生した県内で被災者生活再建支援法が適用された自然災害」です。また、これまでに、この自然災害が発生した日は、下記のとおりです。

- ① 令和元年台風第15号：令和元年9月9日（月）
- ② 令和元年台風第19号：令和元年10月12日（土）

○支援金の支給額について

「神奈川県被災者生活再建支援金交付要綱第4条別表第1及び別表第2」に記載の通りです。

○申請期限

基礎支援金：自然災害の発生した日から13月を経過する日まで

加算支援金：自然災害の発生した日から37月を経過する日まで

基礎支援金と加算支援金は一括で申請しても、別々に申請しても構いませんが、基礎支援金の申請をしないで加算支援金だけの申請をすることはできません。また、原則として加算支援金の申請時には、賃借、補修、再築等、加算支援の要件を満たす（生活再建が行われている）必要があります。

○罹災証明書

申請の前提として、被害の程度を示すものである、市町村が発行する「罹災証明書」が必要です。市町村は、被災者の申請に基づき、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき調査を行い、「罹災証明書」を発行します。

○現地調査

被災現場や解体・再築の現地調査を行う場合があります。

○提出書類

- ① 神奈川県被災者生活再建支援金支給申請書(様式第1号:申請者が記入)
- ② 罹災証明書(市町村が発行)
- ③ 「半壊」または「大規模半壊」の被害認定を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険な状況である場合や修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、そのことを証明する「解体証明書」(市町村が発行)または「滅失登記簿謄本」(申請者が用意)若しくは「閉鎖事項証明書」(申請者が用意)

- ※1 「登記完了証」は、解体日が記載されていないため、証明書となりません。
- ※2 敷地被害による解体の場合は、上記に加えて、敷地被害を証明する書類(宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など)が必要です。

④「住民票」（市町村が発行）

※ 被災者台帳情報の写し（市町村が発行したもの）

災害対策基本法に基づき、本人に対して交付されたもので、①から③における証明書等の記載事項を満たしており、市区町村長の公印が押印されている書面である場合は、①から③に代えて、添付することも可能です。

⑤預金通帳の写し（銀行名「支店名」・ゆうちょ銀行「記号」、預金種目、口座番号、世帯主本人名義「フリガナ名」の記載があるもの）（申請者が用意）

⑥「加算支援金」を同時に申請される場合は、住宅の再建方法（住宅の建設・購入、補修または賃借）に応じ、そのことを確認できる契約書等の写し（申請者が用意）

区分		全壊	解体		大規模半壊	
			半壊解体	敷地被害解体		
基礎支援金	①罹災証明書	○	○	○	○	
	②	解体証明書		○	○	
		滅失登記簿謄本		○	○	
		閉鎖事項証明書		○	○	
		敷地被害証明書類			○	
	③住民票	○	○	○	○	
④預金通帳の写し	○	○	○	○		
加算支援金	⑤契約書等の写し	○	○	○	○	

※長期避難世帯の申請には、市町村による証明書の添付が必要です。

○ 留意事項

加算支援金は住宅の再建方法別に支給金額が異なっております。申請者はどの方法で住宅の再建を図るかを決め、それに応じて支援金を申請されることとなりますが、実際には、被災直後は一時的にアパートを借り、その後諸般の事情を考慮して住宅を新築するか購入するか、また、被災家屋を修繕して引き続き住むことにするかを決めるケースも多いと思われます。このような事情も考慮し、これら3つの選択肢のうち、2つ以上該当する場合は、基礎支援金にいずれか支援金額の高い方の加算支援金を加えることとします。

被災後どこに住まいを求めて将来的にはどのような形で住宅の再建をされるかは、被災者の皆様が個々に判断され対処される問題ではありますが、この制度においては、次のようなルールを定めています。

それは、1回目の選択に従って既に支援金を受給し、後日、2回目の別の選択による支援金を申請する場合は、1回目の受給済額との差額を申請することになります。

(例) 1回目で、賃借50万円で申請・受給し、2回目に建設で申請すると、差額の150万円が支給されます。

また、「建設・購入」、「補修」のどちらかのケースを1回目で申請した場合は、アパートなどの賃貸物件に一時的に入居される場合とは異なり、生活再建は完了したこととしておりますので、加算支援金はこれをもって終了したことになります。従って、「補修」で申請されますと、改めて「建設・購入」の申請はできませんのでご注意ください。

○申請の流れ

① 自然災害が発生し、被災

② 被災者は居住する市町村に「罹災証明書」の発行を申請する

③ 居住する市町村の担当課による現地調査（住家被害認定調査の実施）

④ 居住する市町村から申請者に「罹災証明書」を交付する

※ 必要に応じて、生活再建の意向と併せ、本支援金の対象となるか等を市町村に相談してください

⑤ 申請書を作成し、必要書類とともに居住する市町村に提出する

⑥ 居住する市町村は、記載内容（被害の状況や世帯構成など）及び添付書類を確認し、県へ提出する

⑦ 県は、受領した書類をもとに支給対象か検討

※ 決定する場合は「神奈川県被災者生活再建支援金支給通知書（様式第2号）を申請者に交付します

※ 却下する場合は「神奈川県被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（様式第3号）を申請者に交付します

⑧ 支援金の支給

※ 神奈川県被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1号）に記載された振込先へ振込みます

※ 網掛け部分（②と⑤）が、申請者に行っていただくことになります

神奈川県被災者生活再建支援金支給申請書（別紙様式第1号）記載要領

1 神奈川県被災者生活再建支援金の支給について

神奈川県被災者生活再建支援金（以下、「支援金」といいます。）は被災者の方の自立した生活の開始を支援するために交付されます。その用途は限定されませんが、交付額や申請期間は定められており、被災者の方の申請に基づき交付されます。

2 添付書類について

申請には以下の書類が必要になりますので、ご準備をお願いします。

- (1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書類
- (2) 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市町村が発行する罹災証明書、住宅が半壊の被害を受け、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書類〔市町村発行の解体証明書、滅失登記簿謄本、閉鎖事項証明書〕
(注) 登記完了証は、解体日が記載されていないため、証明書となりません。
- (3) 預金通帳の写し（銀行「支店名」、預金種目、口座番号、世帯主本人の名義「カタカナ名」の記載があるもの）
- (4) 加算支援金を申請される場合は、今後お住まいをどのようにされるのか（住宅の建設・購入、補修又は賃借）に応じ、そのことを確認できる契約書等の写し

3 申請書の書き方

（以下のⅠ～Ⅴはそれぞれ申請書のⅠ～Ⅴに対応しています）

※ 交付申請書の右上から記入していきます

- ・「支給番号」は、既に支援金の支給を受けている場合のみ、県からの通知文に記載されている支給番号を記入して下さい。
- ・申請する日付を記入して下さい。
- ・申請者氏名を記入して下さい。

- ・世帯主以外の方が申請する場合はその理由を記入して下さい（支援金の支給申請は原則として世帯主の方が行って下さい）。

I 被災時の世帯の状況について

- ・世帯に属する者の総数（全員の人数）によって、単数か複数を○で囲んでください。
- ・氏名等欄には、世帯主の氏名及びよみがなを記入して下さい。
- ・被災した住宅の住所を記入して下さい。

II 被災世帯の現在の住所等

- ・現在お住まいの住所、電話番号を記入して下さい。

III 世帯主の支援金の振込先口座

- ・希望する支援金の振込先口座（銀行等）を記入して下さい。振込先は、原則、世帯主本人名義の口座に限ります。

IV 住宅の被害状況について

- ・被災日（災害が発生した日）を記入して下さい。
- ・市町村の発行する罹災証明書をもとに、該当する被害状況を○で囲んで下さい。
- ・「半壊解体」とは「半壊」だがやむを得ない理由があつて解体し、又は解体されるに至った場合です。この場合、その理由（倒壊による危険を防止するため、居住するために必要となる補修費が著しく高額となる等）を記載して下さい。
- ・「敷地被害解体」とは、住宅は微小な被害にとどまったが、その敷地に被害が発生し、その住宅に居住することができず、解体せざるを得ない場合です。この場合、その理由（地震により地盤の液状化や地すべりが発生した等）を記載してください。
- ・「長期避難」とは、自然災害により市町村の避難指示等が出され、長期にわたり住宅に居住できないと神奈川県が認定した場合です。

V

- (1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。
- (2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

4 支援金の種類について

支援金には、住宅の被災程度に応じて交付される「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて交付される「加算支援金」があり、それぞれ交付額が定められています。また、世帯員の数によっても交付額が異なります。

(全壊・解体・長期避難世帯の場合)

世帯員の数	基礎支援金	加算支援金	支給額(合計)
2人以上	100万円	住宅を建設・購入する場合 200万円	300万円
		住宅を補修する場合 100万円	200万円
		住宅を賃借する場合 50万円	150万円
単身	75万円	住宅を建設・購入する場合 150万円	225万円
		住宅を補修する場合 75万円	150万円
		住宅を賃借する場合 37万5千円	112万5千円

(大規模半壊世帯の場合)

世帯員の数	基礎支援金	加算支援金	支給額(合計)
2人以上	50万円	住宅を建設・購入する場合 200万円	250万円
		住宅を補修する場合 100万円	150万円
		住宅を賃借する場合 50万円	100万円
単身	37万5千円	住宅を建設・購入する場合 150万円	187万5千円
		住宅を補修する場合 75万円	112万5千円
		住宅を賃借する場合 37万5千円	75万円

※ 3、4ページに記載されている留意事項もご確認ください。

5 支援金の申請期間について

支援金の申請期間は災害の発生時を基準として、下記のとおり定められており、申請期間中に申請する必要があります。

基礎支援金：自然災害の発生した日から13月を経過する日まで

加算支援金：自然災害の発生した日から37月を経過する日まで

※これまでに、神奈川県被災者生活再建支援金の支給対象としている自然災害の申請期間は、下記のとおりです。

<令和元年台風第15号>

基礎支援金：令和2年10月8日まで

加算支援金：令和4年10月11日まで

<令和元年台風第19号>

基礎支援金：令和2年11月11日まで

加算支援金：令和4年11月11日まで

6 支援金の返還について

- ・ 支援金の受給者が、偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき
 - ・ 支援金の受給者が、県の決定若しくは指示に違反したとき
- については、支給決定の全部又は一部を取り消します。

その場合、すでに支援金の支給を受けている場合は、返還を求めるととし、加算金や延滞金を併せて納付しなければなりません。

<申請書提出先>

〇〇市(町・村)役所〇〇課

住所：〇〇市〇〇-〇〇〇〇

電話：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

<お支払いに関する問合せ先>

神奈川県くらし安全防災局

防災部災害対策課支援調整グループ

住所：神奈川県横浜市中区日本大通1

電話：045-210-5945